

平成 30 年度第 1 回岸和田市青少年問題協議会記録

会 議 名	第 1 回岸和田市青少年問題協議会
日 時	平成 30 年 7 月 5 日 (木) 午後 3 時 00 分～5 時 00 分
場 所	岸和田市立公民館 多目的ホール
出席委員	萩原会長、雪本副会長、野副会長、谷委員、吉田委員、藤原委員、田中委員、阪田委員、中牟田委員、渡邊委員、岸田委員、澤委員、楠本委員、山田委員、田中委員 以上 15 名
欠席委員	岩田委員、宮口委員 2 名
事 務 局	学校教育課学校教育課：倉垣課長 生涯学習部：濱上部長、スポーツ振興課：津田課長 生涯学習課：西尾課長、森田指導主事、吉田主幹、神下担当長、奥担当員、鈴木担当員 子育て支援課：永島課長
傍聴人数	0 人
次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委嘱式 <ul style="list-style-type: none"> <li>・岸和田市青少年問題協議会委員名簿</li> <li>・地方青少年問題協議会法</li> <li>・岸和田市附属機関条例</li> <li>・岸和田市青少年問題協議会規則</li> </ul> </li> <li>2. 案 件 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成 30 年度青少年対策要綱について</li> <li>(2) 「平成 30 年度少年非行・被害防止、暴走族追放強調月間」「第 68 回 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間」実施要項及び平成 30 年度「子ども・若者育成支援強調月間」実施要項について</li> <li>(3) 中学生のスマートフォンに対する取組みについて</li> </ol> </li> <li>3. その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民集会について</li> <li>(2) その他</li> </ol> </li> </ol>

### 1. 委員委嘱状の交付（市長）

委員へ委嘱状の交付

市長あいさつ

委員自己紹介

### 2. 会長、副会長の選出について

（事務局）会長、副会長選出について説明。規則では委員の互選であり候補者を募る。立候補がなく、事務局案を求められ、会長候補案を提示、承認される。また、副会長も同様に決定となる。以下、会長による進行。

青少年問題協議会について説明。

### 3. 案件

#### (1) 平成 30 年度青少年対策要綱について

（事務局）平成 30 年度青少年対策要綱の説明。平成 29 年度第 3 回協議会で審議し承認された要綱であり変更等ないことを説明。

（会長）ただいま、事務局より説明がありましたが、青少年対策要綱について何かご意見ございませんでしょうか。ご異議がございませんので、案件（1）については承認させていただきます。

#### (2) 平成 30 年度「少年非行・被害防止、暴走族追放強調月間」、第 68 回「“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間」実施要項及び平成 30 年度「子ども・若者育成支援強調月間」実施要項について

（事務局）平成 30 年度「少年非行・被害防止、暴走族追放強調月間」、第 68 回「“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間」実施要項及び平成 30 年度「子ども・若者育成支援強調月間」実施要項について説明

（会長）事務局から説明がありましたが、ご意見等ございますか。

（委員）資料 5-2 にある放課後子ども教室ですが、小学校は 24 校区ある中で、前回から 1 教室増え 10 教室となったようですが、少なくとも過半数以上に持っていくことは難しいのでしょうか。また生涯学習課から町会連合会にお願いし、実施校区を増やすようにしてはどうか。以前は少ないながらも予算が付いていたが、現状はどのようになっていますか。

（事務局）放課後子ども教室のことですが、今現在は 10 教室ございます。最近、出来たところが光明放課後子ども教室です。もともと光明地区公民館で活動しておりました本の読み聞かせのクラブが放課後子ども教室として活動しています。24 校区ある中で 10 校区ということで、増えてはいるが、地域のボランティアの方が主にいただいています。最近は公民館で活動していた団体、天神山の人形劇「てんてん」が放課後子ども教室に移行していただいています。今まで行ってきた活動に加え発展的な活動を目指して行っていただいています。このように地域の方がそのような形で活動していただけると、生涯学習課としてもありがたいと考えております。

（委員）予算的にはどうですか。

（事務局）予算はございますが、年々少なくなってきました。活動が年間 50 回までで 98,000 円。

51 回以上が 189,000 円となっております。予算も年度途中で減額になったりすることもござい

ます。そのあたりのことも考慮しながら教室を続けております。このような状況でございます。

(会長) 他にご意見ございますでしょうか。

(委員) 子どもの居場所教室や放課後子ども教室など、運営されているというのは、一市民として、子どもがいない私としては、全く知りませんでした。お聞きしたいことは、今「子ども食堂」があると思いますが、担当は福祉の方ですよね。福祉の方で行っていますが、そういうところとの連携は考えていますか。単独ではいろいろと行っていますが、結びつきや連携については、将来的なことも含めてどのように考えていますか。

(事務局) 生涯学習課は子どもの居場所を第一に考えています。その中で放課後子ども教室を行っています。子ども食堂は、居場所の派生的なものになります。その中で、食事を提供するわけですが、子どものアレルギーの問題や、O157などの食中毒の問題がありますので、慎重に対応しながら、まず居場所として色々な事業に取り組んでいることが今の状況でございます。

(会長) 他にご意見ございますでしょうか。

(委員) 毎年、社会を明るくする運動に出席させて頂いておりますが、以前は暴走族がよく走っており警備をさせていただきましたが、今はあまり走っているようには思わないが、現状はどのようなものですか。警察からご出席ですのでお願いします。

(委員) 現状は激減しております。大阪市内などでは、昔ほどの結束力の強い少年グループがいない。スマートフォンなどで繋がっていますが、非常に緩いグループが主体になっています。少年自体が減っていることもあるでしょうが、組織だつての暴走行為も減っています。ただ、泉州方面は、少し珍しく、例えばどこどこ中学ではなくどこどこ一家とよばれている。私は赴任した際に、初めて聞きました。面白い言い方をすると思いました。おそらく堺より北の方ではそういう言い方をしない。独自の結びつきや、多分祭りと思われるのですが、大人たちの結びつきを真似していると思われます。そういった子ども達の一部が走っているのが泉州の現状だと思われる。ただ一時程は走っていない。

(会長) ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。

(委員) 土曜日に子どもの居場所教室など書かれていますが、岸和田市は土曜日に学校をするという動きはないのでしょうか。

(会長) お尋ねは平常授業のことですよね。

(委員) そうです。学校の授業です。

(事務局) 現状、土曜日の授業は、本市では行っておりません。この近辺で言いますと泉佐野市がおこなっています。泉南・泉北辺りでは、泉佐野市ぐらいです。今後については、検討はしておりますが、現状でははっきりしたことは申し上げられません。

(会長) 他にございますか。いくつか質問がございました。確認ですが、資料5-1、5-2は強調月間の事業をピックアップしたものです。強調月間に行われている事業をピックアップしたもので、全体としては、資料4の青少年対策要綱に事業が記載されていると理解してよろしいでしょうか。

(事務局) はい、その通りです。

(会長) 先ほど意見がありました放課後子ども教室も記載していますよね。

(事務局) 16ページ上段にございます。

(会長) ですので5-1、5-2の資料は、強調月間で行われている事業だけですので、それ以外の事業は対策要綱に記載されています。先ほど質問のあった子ども食堂の記載はあるでしょうか。

(事務局) 記載はございません。

(会長) 載っていないのですね。今後、連携する事も検討いただければと思います。5-1、5-2 につきましては、質問はございましたが、追加や反対等もございませんでしたので、5-1、5-2 の強調月間実施要領につきましては、原案どおりを承認させていただくという事ではよろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。では案件(2)強調月間実施要綱については承認いたします。

### (3) 中学生のスマートフォンに対する取組みについて

(事務局) 事前に配布しておりますコミュニケーションツールに対するアンケートをご覧ください。昨年度3回開催した本協議会において審議しました中学生問題、特にスマートフォンに対するアピールペーパーの作成について、青少年指導員協議会、こども会育成連絡協議会、PTA 協議会、青年団協議会の4団体と生涯学習課による青少年育成連絡会および青少年問題協議会会長においてどのようなアピールペーパーを作り、どのような取組みを行っていくか検討を重ねて参りました。その中で、スマートフォンについて親子で話し合ってもらう機会とするために、アメリカの母親が子どもにスマートフォンを渡す際、子どもと約束した「スマホ 18 の約束」を参考にアンケートを作成したものが資料4となります。ところが、念のため文化庁著作権担当に問合せしたところ、大変残念なのですが、著作権の侵害にあたる可能性があるとの回答がありました。つまり「スマホ 18 の約束」を皆さんと議論を重ねて、子ども達にわかってもらえるアンケートを作成したものが資料4なのですが、それ自体が元の「スマホ 18 の約束」を変えることになり、著作権侵害となるのではないかと回答がありました。従いまして青少年育成連絡会を中心に討議を重ねました本アンケートと調査が、討議通りのこの形式で、提案できない可能性が出てきました。これに関して文化庁の確認・問合せが遅れましたこと当方の責任でございます。この場を借りまして深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。なお、討議通りのアンケートと調査がかなわない場合の別案については、事務局から青少年育成連絡会及び青少年問題協議会会長に提示させて頂きたいと考えております。ご理解とご了承いただきますようお願いいたします。また、青少年問題協議会としては引き続き青少年育成連絡会、そして青少年育成4団体及び本協議会と連携をとらせて頂きながら、スマートフォンに関する意見や内容を取りまとめ、アピールペーパーに繋げていくことができると考えております。この方向性、方針については変わっておりません。よろしく申し上げます。以上で中学生におけるスマートフォンに対する取組みについての説明を終わります。

(会長) 著作権の話は、今日初めて聞いたのですが、元々アメリカの母親が息子にプレゼントする時に、渡した約束が原文であり、それを少し加工してわかりやすくしたものでアンケートを取ろうと考えたところが、原文に手を入れる事が、原著作者でないとできないというのが著作権上の考え方ですので、著作権侵害にあたるかと訴えられると取り下げざるを得ないということですね。ですのでこれは配れないという結論です。どうしましょうか。これを議論してもこのままでは配れないということなので、それに代わるものは今のところ原案がないということですね。本日はどのように議論いたしましょうか。その前に原案を作った際の議論がどのようなものであったかを、報告いただけますでしょうか。この原案までに至る議論です。

(事務局) まず、お話ししたことで、著作権の侵害に当たることで素案が出せなくなっているわけですが、これに至るまでに様々な議論がございました。例えば、保護者は子どもがスマートフォンを使う際に、約束をしているのかどうか。また、親自身も問題となっているのか。そのような議論の中で、よりいい形がないかと探ったところ、こちらが出てきました。こ

れにつきましては、今まで議論してきた中で、素案的な部分も出てきておりました。そのあたりを青少年育成連絡会の中で協議し、まとめて提示させていただけたらと思います。そして青少年問題協議会の中で協議いただけたらと思います。

(会長)今日は原案が出てきて検討というよりも、青少年育成連絡会でまた原案を作っていただくということですね。

(事務局)はい。

(委員)今の説明は、いわゆる著作権侵害の話であり、本文を加工しているのことで加工していただければどうですか。そのまま出せば、先方がいいなら大丈夫なのですね。加工を勝手にすれば侵害となるのですが、原文通り出せばどうなるのでしょうか。最初の文章を読ませていただいた時、それも分かりやすい文章だったように思ったもので。

(事務局)実際にこれを書かれた方、著作権に係る方と協議する必要があります。日本では音楽の場合は、JASRAC(日本音楽著作権協会)であったり、文化庁が把握していたりするのですが、これはアメリカの場合ですので、どのような手続きをとればいいのか今すぐには回答できない状況です。今後、これが良い悪いという話になるのであれば、生涯学習課が著作権問題についても問合せ等お話をさせていただきますが、実際、原本と違うところもございます。また翻訳からわかりやすい日本語に変えたりもしています。そのあたりを確認した上で、実際にこれを使うということならば、協議するお時間をいただけたらと思います。

(会長)著作権の問題があるという思わぬことが判明しました。予想されていなかったことで、暗礁に乗り上げているということです。まず、中学生向けにこういったものを出すという事は昨年まで何回か青少年問題協議会で前の委員で協議していたのですが、こういったアンケートを行いまとめるところまでいきました。その方向性は変わらないと先ほど事務局の説明でございました。アンケートを取って何らかのアピール文を出していく。ただその元になるはずであったものが使えないということなので、文案はもう一度考え直していただくとして、その方向性で良いという事については、ご了解いただいて、その方向で進めさせていただき何らかのアピール文を出すということです。この事をまず確認した上で、何かご意見がありましたらご自由にいただければと思います。この文案についても、このままでは出せないのですが、もう少しこういったものを入れたら良いのではないかなど、ご自由にいただければと思います。今後の連絡会で協議いただく時に参考になればと思います。初めてご覧になる方は、一度お読みいただいて、この部分はどのように聞けば良いのではないかなど、ご意見いただければと思います。少し時間をとらせて頂きたいと思います。その間に、参考までにこれは原文が英語で、訳した日本語があって、日本語に訳した方の著作権もございます。だから、これをそのまま使うと両方引っかかってきます。ネット上で自由にやり取りされているので、すごく曖昧なのですが、本当に突き詰めていくとそのようになります。手続的には結構大変であり、ものすごく時間がかかります。

(委員)内容を見てみると18項目あるのですが、アメリカの母親が考えたものは①私が買ったものであなたに貸しているのですよ。③このような形ですがこれは電話です。⑬写真やビデオの撮り過ぎはやめてね、あなたの記憶に残してください。⑯時々、ボードゲームやパズルをしてね。⑰スマホばかりせず上を向いて歩いてね。これぐらいではないでしょうか。他は一般的に言われている事なので、これが著作権の侵害に当たるとは、私は非常に疑問でございます。例えば他の自治体でも、子どもに対するスマートフォンのルールを決めたり提唱しているところは、多くあると思います。そこで共通するのはアダルトサイトの禁止や誹謗中傷をしない、

自分の個人情報さらさないなど。そのような項目が出て、内容が似ていることは、必ずしも著作権侵害にはならないと思います。恐らく文化庁が言ったことは「18の約束」という一まとめの形が1つの作品となるといった解釈だと思われます。例えば生徒に意見を求めてルールを決めてもらいそれが出てきたものを市としてまとめれば、特段問題は生じないのではないですか。だからこの形で出すことが問題であるとの文化庁の考えだと思われます。

(事務局) 先程話をした別案なのですが、実はその方向で考えております。こちらを基にするわけではなく、生徒や保護者の代表、各団体の代表、役員の方に意見を求め、それをまとめてアンケートにする方向で考えています。

(会長) 元々アンケートを取って、そこから考えていこうということなので、大きく方向性は変わっていないと思います。ただ、これを大々的に印刷し配布すると著作物を配ったことになり、そのあたりがデリケートなところです。生徒が集まり話をしている時に、何か提示する分には恐らく問題がないのではないかと。これを誰かの名前で岸和田市が大々的に配ると、著作物を侵害している事になるのでしょうか。子ども達が考える際に参考までにその場に提示する事は、回収するのであれば、大丈夫ではないかと思えます。生徒の意見をまとめていくという方向で考えていますが、どうでしょうか。

(委員) これは生徒に対するアンケートですよね。生徒も大事なのですが、スマートフォンがないとダメな親御さん達も結構いると思います。だから生徒だけでなく、親御さんにもスマートフォンのアンケートをとっていただいたら、スマートフォンに対してどのように考えているか、子どもと一緒に考えないといけない。子どもと一緒にいる時に、父親母親が一生懸命スマートフォンを触っていることがある。子どもに対するアンケートだけではなく、保護者の方にもアピールする方法を考えていただけたらとも思いますが、いかがでしょうか。

(会長) 保護者向けの働きかけですね。

(事務局) 先ほどの委員のお話ですが、このアンケートを考える際に、理由も記述していただくようにしており、子どもから親に対する意見も出てくるだろうと想定しています。そういったことも含めて再度見直ししながら、アンケート調査ができれば良いと進めて参りました。様々な問題をクリアしながらアンケートを行っていきたいと考えています。

(会長) 保護者も視野に入っているということですね。他にご意見ございますか。

(委員) PTA協議会でこの問題に取り組まないといけないとのことですが、「18の約束」とありますが、約束事が18あっても見ないと思います。例えば10にして内容を変えれば、離れた物になるので、著作権も関係なくなるのではと考えたのですが、いかがでしょうか。

(事務局) 今いただいたご意見も、一つの案として具体的に検討していきたいと思えます。

(会長) 他にご意見ございませんか。

(委員) 市民委員で初めてこちらに出席しています。過去の会議録、議事録も見えないのでわからないのですが、ちょうど中学校、小学校々長会の代表の方が来られていますので、ぜひ現状をお聞かせ願いたいと思います。スマートフォンについてマスコミやインターネットで言われていますが、災害時の事なども含めて色々な意味で、スマートフォンの問題が話題になっています。ですので、現状を少し教えていただけますか。

(委員) 小学校の方から報告させていただきます。驚いたことに低学年からスマートフォンを使っている子どもが少数います。高学年になると非常に高い率で持っております。実際SNSを通じたいじめやトラブルが子ども達の揉め事を中心になってきているのが、小学校の現状でございます。

(委員)中学生も全く同じなのですが、中学生のコミュニケーションに対するアンケートとありますが、中学生ではなく小学生からだと思います。より低年齢化しています。例えばLINEなどはクラスでLINEのグループを作っており、担任の様々な指導に対し、クラスの中で様々な意見がまわっています。そういう実態もございます。学校が把握していないLINEのグループなどはたくさんある状態だと思います。

(会長)ありがとうございます。今日は原案を検討というよりも、様々な意見をいただき、後ほど青少年育成連絡会でご協議いただくことになると思いますので、ぜひ色々な意見をいただければと思います。

(委員)元々この問題が議論になったのは、子ども達が学校に行く際になぜ携帯電話が必要かとの話が最初だったと思うのですが。教育的に学校に通学する際、ずっと持っている事が問題となるのではないかということが、この議論の始まりだと思うのですが。深く考えると今までの話のように、広がっているのだと思うのですが。岸和田市の小学校、中学校では学校に携帯電話を持っていてもいいという事は、ルール上、違反とはならないのですか。都道府県によって違うのだと思うのですが。そこから子ども達は授業を受けずに下を向いて携帯電話を触っているとか、持っているからそういう事が起きると思います。母親が働いており帰りに連絡をする際には携帯電話が必要であるという場合は、授業の間は先生に預けて、帰りには先生から返却してもらうなど、そのような問題の方向であれば少しでも事件となることが少なくなるのではないかということが以前の協議会での話があり、そこから今のこのような問題の話に発展しているのではないかと思うのですが。岸和田市の小学校では携帯電話を持っていてもいいという状態ですか。

(委員)中学校、小学校一切持ち込み禁止で指導しています。どうしても連絡をとる必要がある場合は、各校で違いがあり、書類の提出や保護者から電話していただくなど違いはあるが、教師が預かり帰りに渡すといった形をとっている学校もあるようです。しかし、持ってきているという事がわかれば、保護者に学校に来ていただき、保護者を含めて禁止であることを指導させて頂いており、二度とそのようなことのないように小学校も中学校も進めています。

(委員)小学校も中学校も徹底できればいいですね。

(委員)徹底しているのですが。

(委員)なかなか皆にいきわたらないのでしょうか。ありがとうございました。

(会長)たくさんご意見いただきました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局にお願いし、この問題における情報を、先日、ある会議で知ったので、皆様の参考になるようにご用意していただいています。議論がその方向に向いていますので、お配りいただけますでしょうか。実は門真市の教育委員会のある会議に参加した際、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク連絡会議」が平成28年度に出来ており、その方と一緒に保護者向けのPTA向けの研修会で講演会をした際、これについて聞き、この資料をいただいたものです。詳しいことは存じあげないのですが、全国初の組織であり、教育委員会と警察と関係機関、民間の携帯電話会社が入って、子どもを被害者にも加害者にもしない事を目的に、事例を研究したり、課題解決のため情報交換や実態把握をしたり、様々な活動をしています。例えば、こういうところに来ていただいて研修するというのも一つの方法だと、その時に思いました。子ども達の現状についてご質問がありましたが、今お配りしました資料の左に「大阪府の現状と課題」ありますように、小学6年生の携帯電話の所持率は平成25年度で5割であり、中学1年生になると約7割となる。これは平成25年の段階ですので、既にこれ以上の数値になっていると思われます。ゲー

ム機の使用などは記載の通りです。このことについていち早く、全国に先駆けて作られたとお聞きしました。こういうところから来ていただいて教員向けの研修を行ったり、PTA向けの研修を行ったりなど門真市が検討しています。実際一度行ったと聞きました。このようなところと連携することや、このようなところがルール化についてどういう情報を持っているのかを聞いてみるのも一つの方法だと思います。学校や警察では、既に作られているものもあると思います。例えば民間アドバイザーの資料にある会社が、具体的な対処法の支援と書いていますので、子ども達がスマートフォンを使って、正しいやり取りが出来るように、どのような啓発をされているのかという事を、知ることもできると思いますので、参考にしてください。連絡会等でも話をさせていただいて、必要であればこちらに連絡を取っていただき、こういった取組をしているしているのかを知ることも重要だと思います。今日は参考までに配らせていただきました。このことについては、ずっと議論してきていますが、先ほどお話がありましたように、そもそも携帯電話やスマートフォンを持たすことの是非について、議論があったのですが、やはり今の子ども達は情報を使いこなす能力を付ける意味で、全く禁止という事は時代に反することで、やはり子ども達が、楽しく使っていく。例えば授業中は使わないなど、当たり前のことを含めて、正しく使っていくという事を、青少年問題協議会としては大事にしたいという結論になりました。ですので実際に、どういうルール化が必要かということで、本日出されている資料のようなものを作っていく。そこから様々な意見を聞き、実際に岸和田市としてどのようなアピールが必要なのかを考えていく段階になったと思います。今日は著作権の問題で当初考えていた案の通りいかないということです。もう一度、青少年育成連絡会で原案を検討いただき、著作権の問題をクリアしながら、何らかの形の文章を作って、まず聞いていく。それをまとめて最終的にはアピールや啓発に繋げていくということですね。その方向性を確認したということですのでよろしいでしょうか。中身につきましては原案が出てきた時にご議論いただくということで、次回以降の会議で検討していくということになるかと思っております。では案件(3)につきましては、今、私が申し上げました方向で、次回以降具体的な事を議論していくということで続けていきたいと思っております。

### 3. その他

#### (1) 市民集会について

(委員) 資料7を見ていただきたいと思っております。毎年7月に市民集会を行っています。これは青少年問題協議会と保護司の更生保護団体の共催で長年行っている事業でございます。更生保護団体だけが行っている事業ではないといったところで、今日お見えになっている各団体も市民集会には大勢参加していただいております、大変喜んでおります。本年もよろしく申し上げます。それと改めて「社会を明るくする運動」というものは全国で行っている運動でございます。ですので岸和田市だけが行っている訳ではなく、全国組織で行っているという事を認識していただきたいと思っております。この市民集会で小学生、中学生による作文コンテストを行っています。学校にお願いし、子ども達から「社会を明るくする運動」についての作文をいただいております。本年は約1500以上の作品の応募がございました。その年によって違いますが、子ども達の意識が作品を通じて、社会を明るくする、いわゆる人権の問題やいじめの問題など、色々な取り組みをしていただいております。また、本年は野田詠氏さんという、元暴走族をしていた方なのですが、刑務所の中で聖書と出会い、「このままではいけない」と一念発起し、牧師になられた方です。いわゆる暴走族から牧師に方向転換し、様々なところで講演をいただいております。私も、公民館の講演でお話を聞かせていただき、すごく良いお話を聞かせていただきましたので、是非、「社会を明るく



する運動」においてお願いしたいと、生涯学習課を通じて、講師のお願いをしたところ、気持ちは社会を明るくするということに対し、大変前向きに考えていただいています。色々な面で快く引き受けていただきましたので、ぜひ皆様も聞いていただきましたら、心に残るお話であると思います。また地域の中でそういったことが広がっていけば、社会を明るくする一助になると思っています。7月14日午後2時からでございます。久米田高校の太鼓部の演奏もでございます。マドカホールで毎年行っています。是非、今年も大勢参加いただきますようよろしくお願いいたします。同じ事を言いますが青少年問題協議会と更生保護団体との共催、二つの団体で行っている、「社会を明るくする運動」と「暴走族追放・少年非行防止強調月間」でございますので、よろしくお願い致します。皆様のご参加をお待ちしております。

(会長) 資料7の強調月間、市民集会について説明いただきましたが、これについて何かご質問等ございますか。

(委員) 資料7に記載がある主旨について、ご質問させていただきます。この中で法務省主唱、あるいは内閣府で定めるとありますが、こちらの方からのテーマ付け等はございますか。

(委員) 先ほど、岸和田警察からのお話にあったように、事件、事案は大変減っております。3年前から半分程度になってきております。しかし、問題となることに再犯があり、全体では半分程度になっていますが再犯は増えております。再犯を少なくしようということで、その中のテーマとしては「居場所」であります。先程の子どもに対する事と同じですが、罪を犯した人達が帰ってくる「居場所」と「就労」が必要であり、やはり仕事があれば、誰もそういう道に入っていないということもございますので、テーマとしては再犯防止、いわゆるそのために就労支援、居場所づくりで、そういうところでございます。特に居場所は高齢者が家族との折り合いが悪く、なかなか帰る場所がないといった事があります。子どもの場合は親がいますが、高齢者の場合は難しいということが現状でございます。更生施設も3カ月など一定期間は居るのですが、ずっとそこに居る事は出来ないのです、そういった方の居場所がなくなるとどうなるのか。そういう問題もございます。そういうことをテーマの中で考えております。

(会長) 他ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。では、(2)その他、何かご意見ご発言等ございますでしょうか。特にご意見ご発言ないようでございますので、皆様方におかれましては、長時間にわたり熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。引き続きこの青少年問題協議会で色々議論してまいりますので、今後とも貴重な意見を賜りますようお願い申しあげまして、本協議会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会